障発○○○○第○号

令和２年３月○日

都道府県知事

各　指定都市市長　殿

中核市市長

　　　　　　　　　　　　　　　厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

（公印省略）

障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業の実施について

障害福祉サービス等施設・事業所においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、感染経路の遮断や感染者が確認された場合の的確な対応を講じる必要がある。

障害福祉サービス等施設・事業所における新型コロナウイルス感染症対策の徹底や障害者を中心とした住民への感染症に対する理解促進を図るため、今般、別紙のとおり「障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業実施要綱」を定め、令和２年１月16日から適用することとしたので通知する。

別紙

障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業

１　目的

本事業は、障害福祉サービス等施設や障害福祉サービス事業所等（以下「施設等」という。）における新型コロナウイルス対策の徹底や障害児者を中心とした住民への感染症に対する理解促進等を図るため、衛生用品の確保等を支援することを目的とする。

２　実施主体

都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）又は都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長が適当と認めた社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人及び営利法人等の団体とする。ただし、都道府県等は、事業の一部又は全部を外部に委託することができる。

３　事業内容

都道府県等は、（１）から（３）に掲げる事業を実施することとする。なお、いずれかの事業に限り実施しても差し支えない。

（１）衛生用品等の緊急調達事業

都道府県等は、施設等が新型コロナウイルス対策に必要となる衛生用品等の確保を支援するため、障害児のための小型マスク、手指消毒用アルコールを中心とした衛生用品等を卸・販社から一括購入し、施設等へ配布する。なお、都道府県等が施設等へ配布することに代えて、施設等が購入する経費を補助することも可能とする。

（２）施設等衛生環境改善事業

都道府県等は、新型コロナウイルス感染症が発生した施設等が感染拡大防止のため、建物や設備の消毒を事業者へ依頼する際の経費を補助する。なお、施設等が事業者へ依頼する際の経費を補助することに代えて、都道府県等が特定の事業者へ委託し、当該事業者が消毒を希望する施設等で業務を行うことも可能とする。

（３）感染予防等広報・啓発事業

都道府県等が、情報・コミュニケーション支援を必要とする地域の障害児者にも配慮し、住民の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止や感染症に対する理解促進を図るため、感染を予防することを目的とする広報資材の作成や感染症に関する理解を深めることを目的とした広報・啓発活動を実施する。

４　国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。